

送
稿

昭和十九年六月

國際通貨基金、國際為替安定制
度案及國際清算同盟案、對漁業

7

外

資
局



目

次

	第一章	第二章	第三章	第四章	第五章	第六章	第七章	第八章	第九章	第十章	
目的及方針	一〇六	一一〇	一二〇	一二三	二三一	三一三	三五三	四〇四	四四四	四五五	五一
基金へ、出資											
基金ト、取引											
加盟國通貨、平價											
資本取引											
不足通貨											
脱退											
基金・管理											
加盟國・義務											
過渡期・諸計畫											

第一章 目的反方針

ハサウエー
ハケインズ

ハケインズ

金ハ其ノ決定ヲ爲スニ當
左ニ定メタル目的方針ニ
キモトス

第一章第一回 吾人ハ世界

經濟生活、企劃及規制ニ
關興スル他ノ國際的諸機關

ノ援助シ支持スル爲ニ
純粹ニ技術的且非政治的
ナル性格ヲ有スル中央機
關子必要トス

第二回 國際貿易、擴大及均
衡アル發展ヲ容易ナシ

メ以テ經濟政策、第一目
的タルベキ履備及實質所
得、高水準・維持ニ寄與
スルコト

第三章 基金 増一
三 適當ナル保護ノ下ニ
加盟國ヲシテ基金・資金
ナ利用セシメ以テ加盟國
ヲシテ國內的反國際的繁
榮ヲ害スルガ如キ措置ニ
出ヅルコトナク其・國際
收支上・不均衡ナ是正ス
ルニ必要ナル時間的余裕
ヲ與フルコトニ依リ加盟
國ニ自信ヲ與フルコト

ハ小ワイヤラ
第一章第三 加盟國間ニ於
ケル外國貿易及生産的實
本・移動ヲ圓滑ナニシム
ルガ如キ情勢ヲ助長スル
コト

ハケインズ案
第一章第一(二) 吾人ハ矛頭
シ難ク且不適當ナル方法

ニ依リ例ヘバ金産業、技
術的進歩又ハ各國・金準
備政策、如何ニ依リ決定
セヨレ、若ハ變動セシメ
ラルコトナク世界商業

、現實、要求ニ基キ決定
セラレ然子實際、世界看
要ニ於ケル通貨收縮的並
ニ過實膨脹的傾向ヲ相殺
スル爲ニ周到ナル膨脹乃
至收縮、可能ナルガ如テ
國際通貨、量ヲ必云トス
第一章第一(二) 吾人ハ或國
、地ノ諸國ニ對スル支拂
癡高ガ何レカノ方同ニ均

ハサウエート案一
金業一
ハサウエート案一

ハケインズ案一
通商ヲ破壊ントシツツアル

際ニ隣國ニ及ボスベキ同
様ノ然モ反對ノ殘高不足

源泉ヲ防止スルガ爲ニ
右特定國家ニ對シ壓力ヲ

加ヘ得ルガ如ニ國際安定
機構ヲ有スル組織ヲ必要

トス

第四章 本案ハ世界貿易ニ
對スル收縮主義的壓力ヲ
以テ代位セシムルコトヲ
目的トス

右ハ加盟國ニ一定金額、
貿易便宣ヲ供與スルコト
ニ依リ達成セラルベシ
斯クシテ各國ハ一定、余

第一回　世界貿易の発展

第二回　世界貿易の問題

第三回

第四回

第五回

第六回　世界貿易の問題

第七回

第八回

第四回　為替相場・安定を促進シ

進シ・加賀國間・正常ト

ル為替取引ヲ維持シ競争

的ナル為替匯價ヲ達クルコト

第一章第一回　吾人ハ一方の行為反競争的為替切下ヲ防止ゼンガ為ニ各國通貨單位・相對的為替匯價ヲ決定スル秩序アリ且協定セラレタル方法ヲ必要トス

第五章　清算同盟ハ加盟國間ニ拘束セラレザル多角的清算ヲ回復スルモノナリ

第五回　加盟國間ニ於ケル經常的取引ニ就シ多角的又拂便宜・確立ヲ援助シ、世界貿易・發展ヲ阻害スルガ如キ外國為替スル制限・撤廃ヲ援助ス

第一回　世界貿易及生產的資本・國際的流動ヲ阻止スルガ如キ外國為替

ト

（基 金 案一）

（ホワイト案一）

（ケインズ案一）

第六 加盟國・國際收支ニ

第一章第二 加盟國・國際
貸借不均衡・期間ヲ短縮

シ且其・程度ヲ輕減スル

コト

コト

（註）「ホワイト案ニハ「戰爭狀態」結果トシテ或體ニ蓄積サル異常ナル在外殘高
、有效ナル利用ヲ容易ナシムルコト」（第一章第四一、規定マ）
「ケインズ案ニハ「前敵國・加盟ヲ招請セラル場合ニハ特別、條件ヲ適用ス」
(第二章第一)、規定ア」

第二章 基金への資出

(基金案)

(ホワイト案)

(ケインズ案)

第一 加盟國へ合意セラル

ベキ金額即チ割當額ヲ金

又ハ自國通貨ヲ以テ基金
ニ出資スベキモノトス

同盟國及聯合國ノ凡テガ

基金ニ對シ出資ヲ行フ場

合ニハ總額約八十億弗ニ

達スペク世界全体ヲ合ス

レバ約百億弗ニ達スペシ

基金ニ對シ出資ヲ行フ場

合ニハ總額約八十億弗ニ

達スペク世界全体ヲ合ス

レバ約百億弗ニ達スペシ

基金ニ對シ出資ヲ行フ場

合ニハ總額約八十億弗ニ

達スペク世界全体ヲ合ス

場合ニハ一票ハ數個ノ
割當ヲ代用シ前記平均額

加盟國ノ割當額を少

第二章第一 「基金」ハ金

加盟國ノ通貨及加盟國政

府ノ證券ヲ以テ構成セラ

ルベク

第二章第二 各加盟國ハ夫

夫「基金」ニ對スル參加

子表現スル割當額ヲ與ヘ

ラルベク右割當額ハ「基

金」中ノ外國爲替ヲ買入

レ又「基金」中ノ外國爲

替ヲ買入レ又「基金」ニ

資産ヲ提供スルノ基礎ト

ナルベキモノトス

加盟國ノ割當額を少

第二章第五 各加盟國ハ同

盟運營上ノ各自ノ責任及

同盟ニ依リ供與セラルル

貸出便宜ヲ享有スル權利

ノ範圍ヲ決定スペキ割當

額ヲ定メラルベシ

最初ノ割當額ハ例ヘバ戰

前三ヶ年ノ各國輸出入額

平均ヲ参考トシテ決定セ

ラルベク右方式ガ何等力

ノ理由ニ依リ不適當ナル

場合ニハ一票ハ數個ノ

割當ヲ代用シ前記平均額

(基金案)

(ホワイト案)

(ケインズ案)

ク共五十億両ト相當額ノ
モノタルベシ

第二章第三 各加盟國ニ對

スル割當額ハ協定セラレ
タル方式ニ依リ決定セラ
ルベシ

右方式ハ割當額ノ決定ニ
關係アル重要ナル要素、
例へバ一國ノ金及外國爲
替ノ保有量、其ノ收入ノ
變動ノ範圍等ヲ充分考慮
スベキモノトス

各加盟國ハ「基金」ノ理
事會ガ定メタル「基金」
ノ業務開始日又ハ其ノ以
前ニ自割當額ノ五〇%
チ基金ニ提供スベシ

ノ七五%トスルコトアル
ベシ

爾後過渡期經過後ニ於テ
ハ割當額ヘ先行三箇年間
ニ於ケル各國ノ現實貿易
量ノ各年平均ニ從ヒ毎年
改訂セラルベク戰後五箇
年ノ數字ノ得ラルル場合
ハ五箇年ノ平均ニ依リ改
訂セラルベシ

(基 金 案)

(ホ ワ オ ト 案)

(ケ イ ン ズ 案)

一 出資割當額ハ隨時改訂シ得ルモ割當額ノ變更ニハ投票權ノ五分ノ四ヲ委シ、且加盟國ハ其ノ同意ナクシテ割當額ノ變更ヲ受ケザルモノトス

V
二 加盟國ノ義務のナム
以金出資額ハ其ノ出資割當額ノ二五%又ハ其ノ金及金ニ免免シ得ル外謂爲
替保有額ノ一〇%ノ内何レカ少ナル額ニ定メラル
ルモノトス

第二章第六 加盟國ノ割當額又ハ割當比例額ノ變更ハ理事會五分ノ四ノ投票ニ依ル承認アルコトヲ要ス

第二章第二 各國ガ最初其割當額ノ五〇%ヲ支拂フニ當リテハ一二。五%ヲ金一二・五%ヲ自國通貨、二五%ヲ自國政府ノ利潤證券ヲ以テ爲スベシ、然レ共金保有額三億弗以下ノ國ハ割當額ノ七五%、金保有額一億弗以下ノ國ハ割當額ノ五%ノミヲ最初金ニ依リ支拂フ

第二章第十三 理事會ハ此ノ方法ニ依リ世界購買力

ノ過剰ヲ匡正スルコト必
要ナリト認ムル場合ニハ
諸加盟國ノ割當額ヲ同一

ノ特定割合ヲ以テ一律ニ
減少セシムル權限ヲ有ス
・・・・・

(基金案)

(ホワイト案)

(ケインズ案)

ベク自國通貨ノ支拂額ヘ
之ニ應じ増加セヨ
各國ヘ必要ナル割當額ヲ
支拂フニ當リ其ノ選擇ニ
從ヒ右自國通貨ニ對シ金
ヲ以テ代用スルコトヲ得
ベシ

V
(註) (一)ホワイト案、ケインズ案ニ在リテハ「ユニタス」「バンコール」ノ國際通
貨單位ヲ設ケタルモ今般ノ基金案ニ於テハ之ヲ設ケズ
V
(二)ケインズ案ニ在リテハ「同盟」ハ資金ヲ有セズ

第三章 基金トノ取引

(基金案)

(ホワイト案)

(ケインズ案)

第一 加盟國ハ其ノ大藏省

第三章第十六 基金ハ

第一章第四 全加盟國

中央銀行安定期資金其ノ他

(A) 加盟國ノ政府(B) 加盟國

ノ財務機關ヲ通シテノミ

中央銀行又ノ財務代理

中央銀行ハ一非加盟國中

基金トノ取引ヲ行フコト

者參當該國モ代表又女地位

中央銀行モ亦同ジ一國際清

チ得

事會會員ノ承諾アル場合

尊同盟ニ勘定ヲ設置シ各

基金ノ有スル各加盟國通

ニ限ル

中央銀行ハ右勘定ヲ通ジ

貨勘定ハ之ヲ當該加盟國

部分ヲ有スル國際銀行

ノ中央銀行ニ設ク

(C) 加盟國政府ガ資本ノ大

メラレタル平價價值ニ依

ト通ジテノミ取引ヲ行フ

リ相互ニ貸借殘高ヲ決済

ヲ支へラルベシ

ト記制限ニ對スル例外ト

ベシ

シ「基金」ハ關係國政府

ヲ代表スル理事會會員ノ

承認ヲ經タル後自己運行

(基 金 案)

(ホワイト案)

(ケインズ案)

第二 加盟國ハ左ノ條件ニ

依リ自國通貨引換ニ他ノ

加盟國ノ通貨チ基金ヨリ

買入ルルコトヲ得

(1) 支拂ノ爲其ノ通貨チ直

チニ必要トシ、且之ガ

基金設置ノ目的ニ適合

ヒルモノナルコトヲ當

(2) 要求セラレタル通貨ノ

該加盟國ガ表明スルコ

トヲ譲スルトキ

テハ第六章ノ六三ノ道

證券又ハ其ノ所有ニ係ル
證券ヲ一般公衆又ハ加盟
國ノ諸機關ニ賣却スルコ
トヲ得

第三章第三 加盟國ノ國庫

(若ハ爲達平衡基金若ハ
國庫ノ代理者タル中央銀
行)ニ對シ「基金」ノ決
定スル爲替比率ヲ以テ其
ノ保有ニ係ル加盟國通貨
ヲ賣却スルコト

(A) 基金ヨリ需要ヒラルル

外國爲替ガ當該通貨ノ
需要ヒラルル國トノ當
座勘定ノ借方殘高ヲ央
濟スル爲ニ要求ヒラル

(基金案)

(ホワイト案)

(ケインズ案)

用アリ) ヒル事實チ其
金ガ買入申請國ニ通告

シ居ラザルトキ

(B) 基金保有ニ係ル加盟國
通貨ノ增加額ガ過去十
一箇月間ニ於テ當該加
盟國出資割當額ノ二五
%ヲ超エザルトキ(但
シ基金ノ保有額ガ當該
加盟國出資割當額ノ七
五%以下ナルトキハ其
不足部分ヲ補填シタ
ル後トス)且基金保有
ニ係ル當該加盟國通貨
總額ガ其ノ出資割當
額ノ二〇〇%ヲ超エザ
ルトキ

(B) 基金ニ依ル一加盟國通
貨ノ純取得額ハ「基金」
ノ業務開始第一年間ニ
於テハ當該國ノ割當額
ヲ超過スルコトヲ得ザ
ルモノトシ、最初ノ二
箇年間ハ右割當額ノ一
五〇%ヲ超過シ得ズ爾
後ハ二〇〇%ヲ超過シ
ニ同意スベキモノトス

加盟國ハ下記條件ニ從ヒ
他ノ加盟國ニ對シ「バン
コール」ヲ移轉スル權限
ハ斯クシテ生ジタル最高
具備スルトキハ理事會
ノ承認ヲ經テ右制限ヲ
普越摩高ガ各國割當額ヲ

(基金案)

(本ワイト案)

(ケインズ案)

超過シ特定加盟國ノ通貨ヲ買入レルコトヲ得
(1) 基金ニヨリ其ノ通貨ノ買入レラルル國ガ

其ノ支拂差額ノ不均衡ヲ矯正シングガ爲ニ

「基金」ノ勸告スル處理ヲ採用シ且實行スルコトニ同意シタトキ

(2) 其ノ通貨ヲ「基金」ニ依リ買入レラル國ノ豫預支拂差額ガ「基金」ノ超過通貨

超過ヒザル場合ニハ同盟ニ於ケル自己ノ勘定ヲ借越スルノ效果ヲ有ス……
第二章第七 加盟國ハ貸方殘高タルトナ間ヘズ自國ノ割當額
ノ四分之一ヲ超過ヒルアソコールニ依ル自國ノ平均殘高ニ對シ年一%ノ賦課金ヲ清算同盟ノ準備方タルト借方タルトナ間ハズ割當額ノ二分ノ一ヲ超過セル平均殘高ニ對シ更ニ一%ノ賦課金ヲ拂込ムベキゼノトス

(禁全案)

(ホワイト案)

(ケインズ案)

相當ナル期間内ニ處
分ヒラルベシトノ期

侍チ保證スルニ充分

ナリト信ビラルレト
キ

(d) 基金ノ一地方相貢ノ經

取得額ガ當該國ノ剰當
額ヲ超過シタルトキハ

當該國ハ理事会ノ定ム
ル規定ニ従ヒ基金ニ特
別準備金ヲ預託スペキ
モノトス

第五章第八「基金」二封

(e) 加盟國ガ基金ノ提供ス
ル資金ヲ基金ノ目的ト
方針ニ反スル懲戒ニ依
リ利用ヒル兼ニ依リ爾

第一二章第八(イ)加盟國ノ借
入額高ガ少ク共一箇年、
平均ニ於テ其ノ剰當額ノ
四分ノ三ヲ超過シ且右借

(基金案)

(ホワイト案)

(ケインズ案)

後基金ノ利用ヲ停止ス
ル旨ノ適宜ノ通知ヲ基
全ガ未ダ爲シ居ラザル
トキ、但シ基金ハ當該
加盟國ニ對シ其ノ風憲
ヲ表明セル報告ヲ提示
シ之ガ回答ニ適當ナル
期間ヲ釐キタル後ニ非
ザレバ右ノ通知ヲ爲ス
コトヲ得ズ、基金ハ其
ノ利益保護ニ必要アル
場合ハ自己ノ判断ニ依
リ右ノ機会ニ依ラザルコト
コトヲ得

トキハ其ノ義務不履行期
間中資格ヲ停止ヒラル
コトアルベシ
義務不履行期ハ資格停止
中加盟國ノ特權ヲ拒否セ
ラルモ他ノ加盟國ト同様
ノ義務ヲ負フ...
... (脱落ノ規定) ...

方殘高ガ清算回賬ノ帳簿
上ニ殘存スル借方殘高全
額トノ關係ニ於テ過多ナ
ルカ或ハ過度ノ割合ヲ以
テ増加シツツアリト認專
會が考フルトキハ加盟國
ハ更ニ理專會ニ依リ其ノ
地位ヲ改善スル處置ヲ執
ルコトヲ要求ヒラルベク
若シ加盟國ガ之ニ従ヒ二
商半以内ニ其ノ借方殘高
ヲ減少シ得ザル場合ニハ
理專會ハ之ヲ過怠ナリト
シ而後理專會ノ許可アリ
ニ非ザレバ其ノ勅定ヨリ
引田ス資格ヲ失セ宣言
スルコトヲ得

(基 金 案)

(ホワイト案)

(ケインズ案)

第三 基金勘定ニ於ケル操
作ハ加盟國ノ發意ニ基キ
自國通貨又ハ金ト引換ニ
他ノ加盟國通貨ヲ之ニ供
給スル爲ノ取引ニ限ル
但シ第四及第七ニ規定ス
ル取引ハ此ノ限ニ在ラズ

第三章第一 金貨、外國爲
替、爲替手形及加盟國政
府ノ公債ヲ購入シ、賣却

第二章第十七 非加盟國
中央銀行ハ同盟ニ對シ貸
方清算勘定ヲ保有スルコ
トヲ許容セラルベク又事

金ヲ「イヤーマーク」ス
ルゴト、自己ノ債務證券
ヲ發行シ之ヲ加盟國ニ於
テ割引キ若ハ賣却スルゴ
ト並ニ支拂差額、爲替手
形及金ノ國際的移動ヲ決
済スル手形交換所ノ任務
ヲ遂行スルゴト

第三章第十 非加盟國ノ通
貨ヲ賣買スルゴト、但シ

然レ共非加盟國ハ借越ニ
對スル權利及管理ニ對ス
ル發言權ヲ有セザルベシ

前掲第二章第六
前掲第四章

(基 金 案)

(ホワイト案)

(ケインズ案)

第四 資金ハ特定加盟國通

貨ノ不足ヲ防止スル爲其
ノ選擇ニ依リ左ノ行爲ヲ
爲スゴトヲ得

(1) 加盟國ヨリ其ノ通貨ノ
借入ヲ爲スコト

(2) 加盟國ニ對シ其ノ通貨
ト引換ニ金ヲ提供スル

コト

第五 加盟國ハ自國通貨ヲ
引換ニ他ノ加盟國通貨ヲ
基金ヨリ買入レ得ル限り

有スル權限ヲ有セズ

第三章第十一 基金ノ勸告
スル利率ヲ以テ任意國ノ
通貨ヲ借入ルルコト但シ
借入條件ニ關シ加盟國投
票ノ五分ノ四ノ承認アル
コトヲ要ス

加盟國投票ノ五分ノ四ノ
承認アルニ非ザレバ購入
後六ヶ月以上右通貨ヲ保

(基 金 案)

(ホワイト案)

(ケインズ案)

當該他國ヨリ自國通貨ヲ以
當該他國通貨又ハ金ヲ以
テ買入ルル用意アルベキ
モノトス

本要件ハ第九章第三ノ規
定ニ基ク制限下ニアル通
貨又ハ(第十章)第二ノ
規定ニ基キ維持シ若ハ設
ケラレタル多角的清算ニ
對スル制限ヲ加盟國ガ撤
廢スル以前ノ實行ニ係ル
當座勘定的性質ノ取引ノ
結果蓄積セラレタル通貨
保有額ニ對シテハ之ヲ通
用セズ

(基 金 案)

(ホワイト案)

(ケインズ案)

第六 加盟國ハ金引換ニ他

加盟國通貨ヲ直接又ハ

間接ニ取得セント欲スル

場合利益同一ナル場合基

金ヘノ金賣却ニ依リ其ノ

通貨ヲ取得スルモノト期

待セラル、

右ハ產金國ニ依ル新產金

ノ市場賣却ヲ妨グルモノ

ニ非ズ

第七 基金ハ又左ノ規定ニ

依リ加盟國ヨリ金ヲ取得

スルコトヲ得

第二章第四 ……加盟國ハ

「バンゴール」ヲ以テ表

示セラル自國通貨ノ價

値及金ヲ以テ表示セラル

ル「バンゴール」ノ價值

ニ相當スル平價ヲ超過シ

タル自國通貨表示ノ價格

ヲ以テ直接又ハ間接ニ金

ヲ購入シ又ハ獲得スルコ

トヲ得ズ

其ノ他ニ於テ加盟國ノ金
ノ賣却及購入ハ制限セラ
レズ

(基 金 案)

(ホワイト案)

(ケインズ案)

(4) 加盟國ハ基金ノ保有ス

ル自國通貨ノ如何ナル

部分ヲモ金ニテ買入ル

ル右トチ得

(口) 加盟國ノ金及金ニ兌換

シ得ル外國爲替ノ保有

額ガ其ノ出資割當額ヲ

(超ユル) トキハ外國

爲替ノ賣却ニ當リ基金

ノ一會計年度中ニ於ケ

ル右外國爲替ノ純賣却

額二分ノチ金ニテ

支拂フコトヲ要求スベシ

(ハ) 基金ノ會計年度末ニ於

換シ得ル外國爲替ノ保

第三章第三(口) 「基金」ノ

第二章第十 加盟國ハ清算
同盟ニ對シ自己ノ清算勸
定ノ貸方トシテ金ヲ拂込
ムゴトニ依リ「バンコ一
ル」ヲ以テ表示セラルル

加盟國ノ要請ニ基キ其ノ
超過保有量ヲ金又ハ確實
ナル外國爲替ト引換ニ當
該加盟國ニ賣良スペキモ
ノトス

該加盟國ニ賣良スペキモ
但シ「バンコール」殘高
ノ他國ノ清算勘定ヘノ振
替ニノミ使用シ得ルモ、
ナルヲ以テ如何ナル國モ

同盟ヨリ「バンコール」

殘高ニ對シ金ヲ要求スル
コトヲ得ズ

然レ共同盟ノ理事會ハ裁
量ニ依リ同盟ノ所有スル
テ加盟國ノ金及金ニ兌

換シ得ル外國爲替ノ保
金ノ會計年度末ニ於
換シ得ル外國爲替ノ保

(基会案)

有額ガ増加セル場合ハ
基金ハ右加盟國ニ對シ
其ノ增加額ノ二分ノ一
迄ナ基金ノ保有スル當
該加盟國通貨ノ買戻ニ
使用スペキコトヲ要求
スルコトヲ得

但シ之ニ因リ基金ノ當
該加盟國通貨ノ保有額
ヲ當該加盟國ノ出資割
當額ノ七五%未滿ニ減
ジ又ハ加盟國ノ金及金
ニ兌換シ得ル外國為替
ノ保有額ヲ其ノ出資割
當額未滿ニ減ゼザルモ
ノトス

(ホワイト案)

(ケインズ案)

会ヲ各自創設額ノ特定創
合ヲ超過シテ貸方殘高ヲ
所有セル加盟國間ニ右特
定期合ヲ超過セル貸方殘
高ノ額ヲ減少セシメンガ
為ニ斯ル殘高ニ比例シテ
分配スルコトヲ得

(註)

(一) ホワイト案ニ在リテハ

(a) 「封鎖殘高」ニ關スル詳細ナル規定

(b) 「加盟國ニ對シ基金ノ保有スル當該國通貨ノ七五%ノ範圍内ニ於テ一年以内ノ期限ヲ以テ當地方通貨ノ貸付ヲナスゴト」(第三章第十四)ノ規定アリ

(二) ケインズ案ニ在リテハ

(a) 借方殘高ガ其ノ割當額ノ四分ノ一

(b) 借方殘高ガ其ノ割當額ノ二分ノ一

(c) 借方殘高ガ其ノ割當額ノ二分ノ一

チ超ユルトキ「同盟」該國ニ對シ各種ノ指標ヲ要求ス
尙「同盟」ヘ貸越便宜ノ供與ヲ行フ

第四章 加盟國通貨ノ平價

（ホワイト案）

第一 加盟國通貨ノ平價ハ

當該加盟國ガ加盟ヲ承認

セラレタルトキ基金ノ同

意ヲ受クルヲ夢シハ金ヲ

以テ表示ヒラルベキモノ

トス「基金ト加盟國ト」

取引ハ凡テ平價ニテ行ハ

ルベキモ基金ニ申込ヲ行

ヘル加盟國ハ基金ニ對シ

一定ノ手數料ヲ支拂フベ

キモノトシ又加盟國通貨

ノ取引ハ凡テ合意ヒラ

レタル平價比率ノ範圍内

ノ相場ニテ行ヘルベキモ

（ケインズ案）

第四章第一 「基金」ノ貨

幣的單位ハ純金一三七・

七分ノ一「グレイン」ヨ

リ成ル「ユニタス」トス

（米貨十弗ニ當ル）「基

金」ノ勘定ハ「ユニタス」

ヲ以テ計算シ又公表セラ

ルベキモノトス

（ケインズ案）

第一章第四 全加盟國中央銀

行ハ一非加盟國中央銀

行モ亦同ジク一國際清算

同盟ニ勘定ヲ設置シ各中

央銀行ハ右勘定ヲ通ジ「バ

ンコール」ヲ以テ定メラ

レタル平價貨値ニ依リ相

互ニ貸借複高ヲ決済スル

資格ヲ與ヘラルベシ

第二章第三 諸加盟國「バ

ンコール」ヲ以テ表示ヒ

ラルル各自國通貨ノ最初

ノ價值ニ關シ加盟國双方互

間ニ於テ協定スペシ…

(基金案)

(ホワイト案)

(ケインズ案)

ニ依リ加盟國ガ「基金」

ニ預入レタル「ユニタス」

單位ノ預金ハ譲渡シ得ベ
ク且「基金」ノ定ムル比
率ヲ以テ金又ハ加盟國ノ
通貨ト引換フルコトヲ得

第二章第四 金ヲ以テ表示
ヒラルル「バンコール」
ノ價值ハ理事會ニ依リ定
メラルベシ

加盟國ハ「バンコール」

ヲ以テ表示ヒラルル自國
通貨ノ價值及金ヲ以テ表
示ヒラルル「バンコール」

ノ價值ニ相當スル平價ヲ
超過シタル自國通貨表示
ノ價格ヲ以テ直接又ハ間
接ニ金ヲ購入シ又ハ獲得
スルコトヲ得ズ……

第三章第十五 凡テノ爲替
及金取引ニ對シ四分ノ一
%又ハ夫以上ノ取扱手数

第二章第六 ……清算同盟
ハ其ノ經當書又ハ理事會
ノ承認ヲ得タル其ノ他ノ

(基金案)

(ホワイト案)

料ヲ徵收スルコト、加盟國ニ對シ各々其ノ割當額ニ應ジ毎年〇・一%ヲ超エザル率ヲ以テ各自國通貨ヲ以テ拂込マルベク「基金」ノ運營費分擔額ヲ賦課スルコト

右賦課金ハ「基金」ノ收入ガ其ノ經費支辨ニ不充分ナル場合ニ限り加盟國投票ノ五分ノ四ノ承認ヲ得且其ノ經費支辨ニ必要ナル限度内ニ於テノミ爲サルベキモノトス

(ケインズ案)

支出ニ充ツル爲其ノ裁量ニ依リ帳簿上ノ勘定振替ニ對シ小額ノ手數料若ハ振替料ヲ徵收スルコトヲ得

(基金案)

(ホワイト案)

(ケインズ案)

第二 下記第五ニ規定スル

場合ヲ除キ基金ノ行フ加盟國通貨ノ平價改訂ハ當該加盟國ノ同意無シニハ之を行ハザルベシ、加盟國ハ根本的ナル不均衡ヲ是正スルヲ適當ト考フル改訂ヲ提案セザルコト

ノ同意ス、平價ノ改訂ハ下記ノ規定ニ從ヒ基金ノ承認ヲ得テ之ヲ實施スベキモノトス

第三章第二 ・・・一加盟國ハ通貨ト他ノ加盟國通貨トノ爲替換算率並ニ各地方の通貨ト金トノ交換比率ノ變更ハ根本的不均衡ヲ是正スルニ必要ナル時ニ限ラルベク且加盟國投票ノ五分ノ四ノ承認ヲ以テノミ行ヒ得ルモノトス

第二章第三 ・・・加盟國ハ次ニ述ブル條件ヲ以テスル場合ヲ除キ爾後理事會ノ許可アルニ非ザレバ「バンコール」ヲ以テ表示ヒラル自國通貨ノ價值ヲ變更スルコトヲ得ザルベシ、

但シ本制度開始後最初ノ五箇年間ニ於テハ理事會ハ予測シ難キ事情ヲ理由トスル一國通貨單位ノ爲替價值調整ノ申出ニ對シ特別ノ考慮ヲ拂フベキモ盟國ハ之ヲ變更シ得ザルモノトス

(基金案)

(ホワイト案)

(ケインズ案)

三 根本的ナル不均衡ヲ
是正スルニ必要不可缺ナ

ルトキハ基金ハ加盟國通
貨ノ平價改訂要求ヲ承認
スベキモノトス、特ニ基
金ハ右ノ要求ヲシタル
加盟國ノ國內的、社會的
又ハ政治的政策ヲ理由ト
シテ均衡回復ニ必要ナル
平價改訂要求ヲ拒否ヒザ
ルモノトス

基金ハ平價改訂要求ヲ檢
討スルニ當リ當初加盟國
通貨ノ平價合意ヒラレタ
ルトキ存在ヒル極端ナル
不確定狀態ヲ警因スベキ
モノトス

(基金案)

第四章 基金設置以來の從來

ノ改訂ヲ含入平價ノ改訂

要求ガ一〇%ヲ超エザル

トキハ加盟國ハ基金ト路

譲ノ上自國通貨ノ既定平

價ヲ改訂スルコトテ得

右以上ニ更ニ改訂セント

ノ申込ニシテ一〇%ヲ超

エザル場合ニ於テハ基金

ノ申込受領ヨリ二日以内

ニ決定ヲ與フベキモノト

ス

第五章 基金ヘノ總出資額

一〇%又ハ夫以上ヲ有ス

ル各加盟國ガ同意スルト

キハ加盟國通貨ノ金價値

(ホワイト案)

第二章 第八(已) ……若シ其

ノ借方額高ガ少ク共二箇

年ノ平均ニ於テ其ノ割當

額ノ四分ノ一ヲ超過シタ

ルトキハ右加盟國ハ「バ

ンコール」ヲ以テ表示セ

ラルル自國通貨ノ價值ヲ

切下グルノ機能ヲ與ヘラ

ルベシ……

第二章 第八(已) ……加盟國

ニ對シ其ノ借方額高ガ割

當額ノ二分ノ一ヲ超過ス

ル數額ニ考スル迄増加ス

ルコトヲ許容スル條件ト

シテ通事會ハ次ノ如キ諸

處置ノ全部又ハ一部ヲ要

(基 金 案)

(ホワイト案)

ハケインズ案)

ノ合意セラレタル一律ノ
改訂ヲ行フコトヲ得

求スルコトヲ得ベシ
(1) 暫事會ガ適當ナル救濟
策ナリト認ムルトキハ

加賛國通貨價值ノ前記
切下...
第二章第九 少ク共一箇年
ノ平均ニ於テ販賣方額高ガ
其ノ割當額ノ二分ノ一ヲ
超過シタル加賛國ハ如何
ナル處置ガ左記ヲ含ム國
際差額ノ均衡回復ノ爲ニ
適當ナリヤニ國シ國事會
ト協議スベキモノトス
但シ最終的決定權ハ自己
ノ手中ニ留保スベキモノ
トス.....

(喜
金
樂)

(ホワイト案)

(ケインズ案)

(口) 「バンコール一チ以テ
表示セラル自國通貨
ノ價値引上……」

第五章 資本取引

(基金案一)

第一 加盟國ハ繼續的ナル

資本流出ノ大部分ヲ賄フ
爲基金ノ資金ヲ利用セザ
ルモノトシ又基金ハ各加
盟國ニ對シ基金ノ資金ガ
右ノ如ク使用セラルルコ
トヲ防止スル爲統制手行
フ様要求スルコトヲ得、
但シ右規定ハ輸出ノ擴張
又ハ通常商業、銀行業等
ノ他ノ業務ニ必要ナル合
理的ナル額ノ資本取引ノ
爲ニ基金ノ資金ヲ利用ス
ルコトヲ妨げルモノニ非
ズ且加盟國自身ノ保有ス

(ホワイト案一)

第三章 第五 基金ハ加盟國

投票ノ五分ノ四ノ承認ア
ルコトニ依リ理事會ガ一
般國際經濟情勢ヨリ判
シ資金ノ移動望マント認
ムル特殊ノ場合ニ限り資

金ノ移動若ハ外國負債ニ

既ニ不履行トナレル負債

ナ含ム一ノ調整ヲ容易ナ

ラシムル爲加盟國ニ對シ

當該國通貨ト引換ニ外國

ナ替ニ賣却スルコトヲ得、

第六章 第三 加盟國ガ「基

金」ノ承認ヲ經テ資本ノ

國際的移動ヲ調節スル旨

(ケーンズ案一)

第四章 加本案ハ世界貿易ニ

對スル收縮主義者的壓力ア
テ膨脹主義者的壓力ヲ以
テ代位ゼジタルコトノ目的
の國々對シ基金ノ資金ガ

右バ各加盟國ニ一定額額

ノ貸越便宜ヲ供與アル事

ヨニ依リ達成セラルベシ

斯クシテ各國ハ一定額金

ノ其ノ他の國々ノ經濟開

保ノ平衡ヲ保以爲ノ時間

的余裕ヲ支ヘラバシム

第七章 小計 資本移動ノ統制

ナ擁護スルコトハ國際投

(基金案一)

ル金及外國爲替ヲ以テス
ル資本移動ガ基金ノ目的
ニ合致スル限り之ヲ妨グ
ルモノニ非ズ

(ホワイト案一)

的ヲ以テ統制ヲ施行若ハ
繼續セントスル場合ニハ
他ノ加盟國ハ有效ニ之ヲ
協力スルコト……

(ケインズ案一)

資ノ時代ノ終息セシメラ
ルベキコトニ意味スルモ
ノト解セザルベカラズ、
同制度ノ企圖スル處ハ寧
ロ反対ニ合目的ニ對
スル國際的貸付及信用ノ
回復ヲ大ニ助成スルコト
ニアルベキナリ、其ノ目
的ハ左記ニ對スル手段ヲ
有スルコトニ在リ

〔均衡ヲ維持シ世界資源
ヲ開發スルヲ助タル債
權國ニ依ル長期貸付ヲ
スル金融ノ手段ヲ有セ
ザル債務國ヨリノ資金
移動ト區別スルコト
〔債務國ヨリハ一債權

(金銀業)

(小ワイト業)

(カインズ業)

國ヨリ他ノ債權國ニ對
スル通貨ノ短期投機的
移動若ハ逃避ヲ統制ス
ルコト

第二 下記第六ニ規定スル

場合ヲ除キ加盟國ハ右ノ
資本移動統制ヲ利用シテ
經常的取引ノ爲ノ支拂チ
制限シ又ハ約束ヲ履行ス
ル爲ノ資金ノ「トランス
ファー」ヲ不當ニ延引セ
ザルモノトス

第六章 不足通貨

(基金案)

(ホワイト案)

(ケインズ案)

第一 若シ基金ニトリ一加

盟國ノ通貨ニ對スル需要
ガ基金ノ當該加盟國通貨

ノ手持ヲ近キ中ニ濶渴セ
シムベキコト明カトナリ
タルトキハ基金ハ此ノ旨
ヲ加盟國ニ通告シ不足通

貨ヲ分配スル公正ナル方
法ヲ提案スペキモノトス

一通貨ガ斯ノ如ク不足通
貨ト寛衝セラレタルトキ
ハ基金ハ報告ヲ發表スペ
ク其ノ中ニ於テ不足ノ原
因ヲ明ニシ且基金ガ不足

第三章第六 「基金」ノ或

特定通貨保有量方當該國
割當額ノ一五%以下ニ低

減セルトモ、及「基金」
ガ當該通貨ノ追加購入ノ
爲ニ

(A)當該國ノ「基金」ニ對
スル金鑑出額ニ相當ス

ル額ノ金

(B)當該國ノ最初ニ釀出シ
タル利付公債ヲ使用シ
タル場合ニハ「基金」
當該國ニ對シ當該通貨
保有量ノ減少ノ原因ヲ

第二章第九 少ク共一箇年

ノ平均ニ於テ貸方殘高ガ
其ノ割當額ノ二分ノ一ヲ

超過シタル加盟國ハ如何
ナル處置ガ左記ヲ含ム國
際差額ノ均衡回復ノ爲ニ
適當ナリヤニ關シ理事會
ト協議スペキモノトス
但シ最終的決定權ハ自己
ノ手中ニ留保スペキモノ

トス

(C)國內の信用及國內的需
要ヲ擴張スル爲ノ措置
テ「バンコール」ヲ以テ

(基金案)

(ホワイト案)

(ケインズ案)

通貨割當ヲ決意スルコト
ヲ目途トセル勸告ヲ發表

スペク又基金ハ加盟國ガ

基金ト協議ノ上不足通貨
ニ對スル爲替操作ヲ爲ス

ノ自由ヲ一時制限スル權
限ヲ當該國ニ與ヘ又加盟

國ハ需要ヲ制限シ限ラレ
タル供給額ヲ其ノ國民ニ

割當ツルニ當リテハ完全
ナル管轄權ヲ支ヘラルル

モノトス

分析シ特別ノ措置ナキ
場合ノ豫想的國際收支
ヲ豫測シ最後ニ基金ノ
該通貨手持ヲ増加セシ
ムル様ニ勸告セル權利義務
ヲ提出スベヤ權利義務

ヲ有ス、問題トナレル
國ノ基金理事ハ右報告
書起草ノ爲指名セラレ
タル基金委員會ノ構成
員タルベシ、右報告書
ハ全加盟國ニ送付セラ
ルベク且必要ナリト認
メラルル場合ニハ公表

表示セラルル自國通貨
ノ價値引上若ハ之ニ代
フルニ所得ノ貨幣率増
加ノ促進

内關稅及其ノ他ノ輸入阻
止手段ノ輕減
〔二〕國際的開發貸付金

三六

(基金案)

(ホワイト案)

(ケインズ案)

加盟國ハ「基金」ノ勸告ニ對シ斡旋且周到ナル注意ヲ拂フベキコトニ同意ス、

同第七 或特定通貨ニ對スル豫想的需要ガ「基金」ノ當該通貨保有量ヲ潤滑セシムル虞アル程度ニ増加シツツアルコト理事會ハ加盟國ニ對シ右通貨補育方並ニ其ノ衡着ナル分配方法ヲ該通貨ニ對スル豫想的需要供給ヲ均衡セシムルニ適スル提案ト共ニ通告スペキモノトス、基金ハ各加盟國ノ對外殘

(基金案一)

(ホワイト案一)

(ケインズ案一)

高ヨリ該通貨ヲ獲得スル
コトニ依リ潤渴通貨ノ補
充チ圖ル爲ニ凡ユル努力
ヲ爲スペシ。

「基金」ハ「基金」及加
盟國双方ニ適當且満足十
リト認メラルル條件ノ下
ニ通貨ノ緊急供給ヲ爲ス
目的ヲ以テ如何ナル加盟
國トモ特別ノ取極ヲ爲ス
コトヲ得、自己ノ割當額
ニ相當シ又ハ超過シテ他
ノ加盟國ノ通貨ヲ取得セ
ントスル加盟國ノ特權ハ
其ノ供給ガ潤渴シツア
ル特定通貨ノ各加盟國間

(基金案)

(ホワイト案)

(ケインズ案)

ニ於ケル適當ナル分配ヲ
確保スルノ必要ニ依リ制
限セラルベシ、理事會ハ
右渦通貨賣却ノ割當ヲ
決定スペク且之ガ割當ニ
當リテハ一般國際經濟情
勢ノ見地ヨリ最モ緊急十
ル必要ヲ満足セシムルコ
トヲ指導原則トシ當該通
貨ヲ要求セル特定國家ノ
特別ノ必要並ニ其ノ資源
ヲ考慮スペキモノトス

第七章 基金ノ管理
(基金案)

第一 基金ハ各加盟國代表ヨリ成ル理事會ト常務委員會トニ依リ管理セラル、常務委員會ハ少ク共常ノ委員ヨリ成ルベキモノニシテ其ノ中ニハ出資割當額ノ最大ナル五ヶ國ノ代表ヲ含ムモノトス

(示範ト案)
(ケインズ案)

第五章第一 「基金」ノ管

理ハ理事會ニ委ネラル、各政府ハ各自ノ決定セル

方法ニ依リ理事一名及其

ノ代理者一名ヲ任命スベ

ク其ノ任期ハ自國政府ノ

反對ナキ限り三年トス、

理事及代理者ハ再任セラ

ルルヲ妨げズ、各加盟國

ノ理事又ハ代理者ハ理事

會ノ凡ユル票決ニ於テ後

ニ協定セラルベキ一定數

ノ投票權ヲ行使シ得ル權

限ヲ有ス……

同 第二 理事會ハ「基金」

第二章第十二 理事會ハ諸加盟國ノ政府ニ依リテ任命セラルベク割當額ノ大ナル加盟國ハ個々ニ理事ヲ任命シ得ルモ割當額ノ少ナル國ハ便宜ナル政治的若ハ地理的集團トシテ任命シ其ノ結果理事ノ數ハ一例ヘバ一二名若ハ十五名ヲ超過セザルベキモノトス……

理事會ニテ個別ニ代表セラレザル各加盟國ハ理事會トノ接觸ヲ維持シ且日常業務並ニ同盟ノ執

(ホワイト案)

(ケインズ案)

ノ常任理事一名若ハ二名
以上ノ副理事ヲ選定スベ
キモノトス、常任理事ハ
職權上理事會ノ一員
ト爲リ「基金」事務局ノ
長タルモノトス。...

同第三 理事會ハ理事中ヨ
リ十一名ヲ下ラザル委員
ヲ以テ構成セラル實行
委員會ヲ任命スルコトヲ
得、理事會議長ハ實行委
員會ノ議長タルベク「基
金」ノ常任理事ハ職權上
實行委員會ノ委員タルベ
キモノトス。...

行機關ト情報交換ノ爲ニ
連絡者トシテ行動スベキ
同盟ニ對スル常役代表者
ヲ任命スルコトヲ得ベシ
斯ル代表者ハ自己ノ代表
スル國家ニ特ニ關係アル
問題ノ審議セラルルトキ
ハ理事會ニ出席シ且付議
ニ參加スルノ權限ヲ有ス

(基金案)

第二

理事会及常務委員會

ニ於ケル投票權ノ配分ハ

出資割當額ト密接ナル關係ヲ持タシムベシ

(ホリイト案)

第五章第一

同第十二
理事会ニ於ケル各代表者ハ自己ヲ任命セル國家若クハ諸國家ノ

正確ニ比例スルヲ要セザルモ夫ト密接ニ關係セラ

ルルコトテ裏ス、投票權ノ適當ナル配分ハ左ノ如キモノト認メラル

(ケインズ案)

副當額ニ比例シテ投票權ヲ有スペキモノトス

朗チ各國ハ一〇〇票ノ投票權ヲ有スル外其ノ副當額ノ各百萬票ニ一票ヲ與ヘラル、但シ投票權分ニ關スル決定方式ニ拘ラズ加監視代表者ハ自國ノ副當額ノ如御チ尚ハズ該投票權ノ四分ノ一以上ノ投票ヲ無スコトヲ容ズ

(基金業)

(ホワイト業)

(ケインズ業)

三 第二章第二及第四章

同第一……別段ノ定メア
ル場合ヲ除キ月ヲ決議ハ

次報告ヲ爲シ……

第五ヲ除キ凡テノコトハ
多數決ニ依リ解決セラル

投票ノ多數決ニ依ル

ベキモノトス

四 基金ハ加賛勧進貲及

金ノ保有ノ程度並ニ金取

引ニ付狀態ヲ示ス發表テ

短期間毎ニ公表スベキ元

ノトス、

(註) (一) ホワイト業ニハ其ノ他ノ委員會、諮詢委員會、「基金ノ職員又ハ委員會ニ

達シ理事会ノ特定種類ヲ行使セシムル」規定、規則ノ制定、總會、但書處

理無ノ規定アリ、

(二) ケインズ業ニハ業務執行事務所、年次總會、原則及支店規則ノ規定アリ

第八章 脱退

(基金案)

(ホワイト案)

(ケインズ案)

第一 加盟國へ文書に依ル

通知ヲ以テ基金ヨリ脱退

スルコトヲ得

第二 基金及當該國ノ相互

的債務ハ合意的ナル期間

内ニ清算スペキモノトス

第三 加盟國ガ文書ニ依リ

基金ヨリノ脱退ヲ通告シ

タル後ニ於テ基金ハ其ノ

保有スル該加盟國通貨ヲ

専分スルコトヲ得、但シ

上記第二ニ基ク取極ニ依

ル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

加盟國ハ脱退ヲ通告シタ

ル後ニ於テハ基金を資金

第五章第八条 加盟國ハ

通告ヲ以テ「基金」ヨリ

脱退スルコトヲ得ベク脱

退ノ效果ハ通告ノ日ヨリ

二年後ニ發生ス、脱退ノ

通告ト其ノ效果發生迄ノ

期間中ト雖モ當該國ハ他

ノ加盟國ト同一ノ義務ヲ

負フ

加盟資格喪失國若ハ脱退

専分スルコトヲ得、但シ

上記第二ニ基ク取極ニ依

ル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

加盟國ハ脱退ヲ通告シタ

ル後ニ於テハ基金を資金

第二章第十六条 加盟國ハ借

方殘高ヲ辨済スル爲ニ滿

足ナル取極ヲ爲スコトヲ

条件トシテ一箇年ノ豫告

ヲ以テ同盟ヨリ脱退スル

権利ヲ有ス

加盟國ハ勿論脱退前若ハ

脱退後ニ於テ他國中央銀

行ノ清算勘定ニ振替フル

場合ヲ除キ如何ナル賞方

確高ヲモ使用シ得ザルモ

ノトス

(基金案)

(ホワイト案)

(ケインス案)

ノ利用ニ付基金ノ承認ヲ
要ス

續ニ相當スル金額ヲ自
己通貨ヲ以テ返還セラ
ルベシ

「基金」ガ被ルコトア
ルベキ損失ハ資格喪失
若ハ脫退國ニ返還セラ
ルベキ蒙出割當額中日
リ按分的ニ控除セラル
ベシ、基金ノ此等國家
ニ對スル義務ハ五箇年
以内ニ清算セラルベキ
モノトス加盟國ガ「基
金」ヨリ脱退シ若ハ加
盟資格ヲ喪失セル場合
ニハ「基金」ノ權利ハ
充分ニ保護セラルベキ
モノトス

第九章 加盟國ノ義務

(基 金 案)

(ホワイト案)

(ケインズ案)

第一 加盟國ハ其ノ通商ノ

合意ヒラレタル平價ヨリ

規定ノ「マージン」以上

ノ價格ニテ金ヲ賣入レ又

ヘ合意ヒラレタル平價ヨ

リ規定ノ「マージン」以

下ノ價格ニテ金ヲ賣渡サ

ザルコト

第二章第二。.: 加盟國ハ

「バンコール」ヲ以テ表

示ヒラルル自己通商ノ價

値及金ヲ以テ表示ヒラル

ル「バンコール」ノ價值

ニ相當スル平價ヲ超過シ

タル自則通商表示ノ價格

ヲ以テ直接又ヘ間接ニ金

ヲ輸入シ又ヘ輸出スルコトヲ

トテ得ズ

其ノ他ニ於テ加盟國ノ金

ノ賣却及購入ハ割據ヒラ

レズ

(基会案)

(ホワイト案)

(ケインズ案)

於テ他ノ加盟國通貨ノ爲
替取引ガ合意セラレタル
平價ニ基キ規定ヒラレタ
ル範圍外ノ換算率ニテ行
ヘルコトヲ許サザルコ
ト

第三 加盟國ハ他ノ加盟國

トノ經常國際取引ノ爲ノ
支拂(資本)ノ「トランシ
フアード」ノ取引又ハ専六
章ニ依ル取引以外ノモノ
ニ對シ制限ヲ加ヘザルモ
ノトシ又基金ノ承認ナク
シテ實質上、差別的取扱
チ爲シ又ハ多邊的實質方
式ヲ採ラザルモノトス

第一章第六 双方的爲替清

算制度及多角的權質計畫

並ニ差別的外國爲替借匯

ノ廢棄ヲ完成スルコト

第六章專題 「基金」ノ同

意アルニ非ザレバ加強監督

圖ニ於テ双方的爲替清算

勘定ヲ統括ヒズ、又ハ多

邊的實質會子實施ヒザ

リ、之ヲ多數ノ双方的取

第一章第一 (イ)吾人ハ國家

間ニ一段的妥協性ヲ有シ

對錯變高並ニ双方的爲替

チ不必要ナラシムルガ如

果際的實質手段...ヲ

必要トス。

第五章 情報同盟ハ加盟國

間ニ向來セラレザル多角

的爲替ヲ同様スルモノトス

之ヲ多數ノ双方的取

(基金案)

(ホワイト案)

(ケインズ案)

極ノ困難及鑑難性ニ比較
スペシ、就中獨逸ガ戰前
ニ行ヒタルガ如ク支拂陽
定シ哉シ本制度ハ事實上
一般化セラレタル支拂陽
定ナク一チ悪用スル國家
ハ單一國家孤立シテ有效
ニ行動シ得ル程ニ強力十
ラザルカ又ハ孤立的行動
ニ對スル外交的憎惡ヲ受
ケルニ儘ヘ得ザル單一國
家ニ底リ處理ヒラセル
モノニ非ズシテ制度全体
ニ底リ處理ヒラレルトノ
規定ナ之又スペシ。・・・

(基
金
案)

(ホ
ワ
イ
ト
案)

(ケインズ
案)

第五章第一……斯クシテ

實際的必要ヲ充ス爲ニ長
期ノ經驗ニ依リ對立ヒラ
レタル國際的銀行組織ノ
機構ハ出來得ル限り之ヲ
毀損スルコトナキ各存續ヒ

シメラルベシ

例ヘバ現存スル「スター
リング・ブロツク」若ハ
往時、「ラテン」同様ノ
如モ團体トシテ存在ヒル
地盤的又ハ政治的組織ニ
依リ結合ヒル特定ノ國家
國本的ニ於テ特別ノ規密
性ヲ維持シシコトヲ欲ス

(基 金 索)

(ホワイト索)

(ケインズ 索)

ル諸國ノ自由裁量ニ對シ
テヘ何等干涉スベキ必要ナ
ナシ

(註) 本ワイト案ハ「基金」トノ了解事項ヲ實施スル爲及「基金」ノ活動ヲ便ナラシム
セ爾ニ通當ナヌ法律又ハ命令ヲ制定セシム。 (第六章第七)

第十章 通漬期ノ諸計畫

(基金案)

(ホワイト案)

(ケインズ案)

第一、基金ハ救濟又ハ復興ニ對シ便宜ヲ快與シ又ハ戰爭ニ因ル國債償還ヲ處理スルコトヲ目的トセザルヲ以テ基金ニ極ム便宜ニ對シ不當ナル支障ヲ與ヘザル如キ手續ニ依リ戰爭直後ノ過渡的期間ニ於ケル國際收支上ノ差額ノ決済テ本局ナラシムル如キ(當該國ノ利用シ得ル)方法ニ付當該國ガ滿足スルニ至ル迄ハ第三章第五及第六章第三ノ規定ニ於ケル加盟店ノ合意ハ變效セザルベシ

第九章第一、同盟ハ戰後ノ救濟、復興及再建ノ任務ヲ有スル國際團体ノ爲ニ清算勘定ヲ開設スルコトヲ得ベシ、

(基金融)

(ホワイト案)

(ケインズ案)

第二、此ノ過渡的期間ニ至

リテハ加盟國ハ戰爭中ニ
於ケル如キ性質ノ爲替統
制ヲ維持シ且之ヲ變化シ
ツツアル情勢ニ適應セシ
メテ可ナルモ當座勘定ニ
依ル多角的清算ヲ阻礙ス
ルガ如キ制限ハ漸次可及
的遠ニ之ヲ撤廢スル様勢
ムベキモノトス、加盟國
ハ國際決済ヲ容易ナラシ
メ爲替安定ノ維持ヲ容易
ナラシムルガ如キ種ノ加
盟國トノ商業上之金融上
ノ關係ヲ發展セシムル爲
可能ナル凡テノ措置ヲ採
ルベキモノトス

第六章第二、各加盟國ハ情

勢ノ許ス限り可及的遠ニ
資本ノ移動ヲ伴フ取引テ
除キ他ノ加盟國トノ對外
爲替取引ニ關スル凡ユル
制限及統制ヲ撤廢シ「基
金」ノ同意ナクシテ新規
ノ制限ヲ附加セザルコト
「基金」ハ外國爲替取引
ニ對スル制限及統制ヲ撤
廢スルニ適當ナル情勢ナ
リト認ムル場合ニハ加盟
國ニ對シ其ノ貿易額スル
コトアルベク加盟國ハ之
ニ對シ充分ノ考慮ヲ施フ
ベキコト

(基金案)

(ホワイト案)

(ケインズ案)

第三、基金ハ如何ナル加盟國ニ對シテモ第九章第三ノ規定ニ背馳スルガ如キ制限ヲ一部的ニ取止メ又ハ全般ニ及ベシトハキテベキ狀態ニ在リトノ表明ヲ爲スコトヲ得、第九章第三ト背馳スルガ如キ制限ヲ継行ス加盟國ハ基金ノ發放後三箇年ヲ超エザル期間内ニ右制限ノ存續三閱シ基金ト協議スペシ、

第四、加盟國ニ對スル關係ニ於テ基金ハ過渡的期間ガ變化ト頗るトノ期間ナルコトヲ認識スペキモノニシテ加盟國ノ提出セル

(基金案)

(ホワイト案)

(ケインズ案)

提案ニ對スル態度ヲ決定
スルニ當リテハ合理的ナ
ル質疑ヲ爲スノ利益ヲ各
加盟國ニ與フベキモノト
ス

(註) ケインズ案ハ以上ノ外

(1) 本案ト並ンデ

▲ 物資交換、關稅、特惠制度、補助金、輸入統制等ニ對スル條件或規律

スル商業政策ノ論廊

B 最近ニ於ケル極端ナル市況ノ變動ニ起因スル損失及危險ヨリ生産者及
消費者ヲ保護スルガ如キ生産、分配及原生品價格ニ對スル統制アル管
理

○ 濟済的發展ノ爲外部ヨリノ援助ヲ必要トスル諸國ニ對スル中期及長期

ノ授賛

ノ爲ノ極端ヲ豫想シ居レリ、(序文)

(1) 國内政策ヘノ干涉ヲ避ケ、小口ノ権利及特權保護ヲ企圖シ居レリ (序文)

(2) 戰後救濟復興機制ノ爲ニ清算勅定ヲ開設スルノ外

A 平和ヲ保持シ、國際秩序ヲ維持スル義務ヲ負フ超國家的監察團体

B 物資統制ヲ管轄スルコトヲ任務トスル國際團體
ノ爲ニ勅定ヲ開設シ、

G 國際投資局及價格安定、景氣統制ノ爲ノ國際經濟局トノ提携ヲ企圖シ
居レリ (第九章)